



平成 18 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ダ イ フ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 竹 内 克 己
(コード番号 6383 東証、大証各1部)
問 合 せ 先 取 締 役 本 社 部 門 長 猪 原 幹 夫
TEL (06) 6472-1261

自己株式の処分及び株式の売出し並びに 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 1 月 20 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

<背景と目的>

当社グループは、平成 16 年 4 月を起点とする新中期 3 ヶ年経営計画を立案し、マテリアルハンドリング事業・機器製品に加え、今後大きく発展することが期待される電子機器をコア事業に位置付けるとともに、全事業において品質、コスト競争力を更に強化し、質・量ともに充実した事業展開を図りつつ、グローバル市場における新規事業創出を含む事業再編にも取り組んでおります。

当中期経営計画につきましては、受注拡大による操業度アップ、大型システム案件における徹底したコスト管理、世界最適地生産及び海外調達比率のアップによる変動費削減、新生産管理システム活用によるコスト改善により、順調に推移しておりますが、さらなる事業拡大を図っていくには、国内外における設備投資が不可欠であり、高いリターンを追求する一方で、事業リスクへの対応力を高め、財務基盤を強化するためにも本調達が適当であると判断し、自己株式の処分及び株式の売出し並びに無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

<自己株式の処分及び株式の売出しと転換社債型新株予約権付社債の同時発行の意義・目的>

自己株式の処分及び株式の売出しは、発行済株式数を増加させることなく、資本調達ができるため、事業リスクに対応する財務基盤の強化の即効性を求めて選択しました。一方で、転換社債型新株予約権付社債は、当面はゼロクーポンによる金利コストの低減メリットを享受するとともに、即時の希薄化を避け収益向上に合わせて資本に振り替わっていくことを期待して、組み合わせることを選択しました。

記

I. 自己株式の処分にかかる株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|--------------|--|
| 1. 処 分 株 式 数 | 当社普通株式 2,500,000 株 |
| 2. 処 分 価 額 | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 1 月 30 日(月)から平成 18 年 2 月 1 日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定する。 |

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

3. 処 分 方 法 売出しとし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、新光証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び日興シティグループ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
 なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とする。
4. 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の3営業日後の日までとする。
5. 払 込 期 日 平成18年2月7日(火)から平成18年2月9日(木)までの間のいずれかの日とする。ただし、売出価格等決定日の6営業日後の日とする。
6. 受 渡 期 日 平成18年2月8日(水)から平成18年2月10日(金)までの間のいずれかの日とする。ただし、売出価格等決定日の7営業日後の日とする。
7. 申 込 株 数 単 位 500株
8. 上記の処分価額、売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 竹内克己 に一任する。
9. 本売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出している。

II. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）＜下記（ご参考）1. を参照のこと＞

1. 売 出 株 式 数 当社普通株式 300,000株
 なお、売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
2. 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 野村證券株式会社 300,000株
3. 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
4. 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式を自らの売出すものとする。
5. 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
6. 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期間と同一とする。
7. 申 込 株 数 単 位 500株
8. 上記の売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 竹内克己 に一任する。
9. 本売出しについては、本日付で証券取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

Ⅲ. 第三者割当による自己株式の処分 <下記（ご参考）1. を参照のこと>

1. 処 分 株 式 数 当社普通株式 300,000 株
2. 処 分 価 額 売出価格等決定日に決定する。なお、処分価額は引受人の買取引受による売出しにおける処分価額と同一とする。
3. 割当先及び割当株式数 野村証券株式会社 300,000 株
4. 申 込 期 間
(申 込 期 日) 平成 18 年 3 月 7 日(火)から平成 18 年 3 月 10 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日とする。
5. 払 込 期 日 平成 18 年 3 月 7 日(火)から平成 18 年 3 月 10 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、上記 4. 申込期間に記載の申込期間（申込期日）と同一とする。
6. 受 渡 期 日 平成 18 年 3 月 8 日(水)から平成 18 年 3 月 13 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、上記 5. 払込期日に記載の払込期日の翌営業日とする。
7. 申 込 株 数 単 位 500 株
8. 上記 4. 申込期間に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
9. 上記の処分価額、その他本第三者割当による自己株式の処分に関し必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 竹内克己 に一任する。

Ⅳ. 第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行

本社債の募集につきましては、発行価額（本社債額面 100 円につき金 100 円）と異なる価格（発行価格、本社債額面 100 円につき金 102.5 円）で一般募集を行います。

1. 社 債 の 名 称 株式会社ダイフク第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。）
2. 社 債 の 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 の 算 定 理 由
(無 償 の 理 由) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使請求期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。
5. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 平成 18 年 2 月 7 日(火)から平成 18 年 2 月 9 日(木)までの間のいずれかの日とする。ただし、利率及び転換価額決定日（第 8 項第(3)号において定義する。）の 6 営業日後の日とする。
6. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 一般募集
 - (2) 発行価格(募集価格) 額面 100 円につき金 102.5 円
 - (3) 申 込 期 間 利率及び転換価額決定日の翌営業日から利率及び転換価額決定日の 3 営業日後の日までとする。

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

- (4) 引受証券会社 みずほ証券株式会社、野村証券株式会社及び新光証券株式会社を幹事とする引受証券団
- (5) 申込取扱場所 引受証券会社の本店及び国内各支店
7. 新株予約権に関する事項
- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社の普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社の普通株式を移転(以下当社の普通株式の発行または移転を「交付」という。)すべき株式数は、各社債権者が行使請求のため提出した本社債の発行価額の総額を本項第(3)号②記載の転換価額(ただし、本項第(8)号によって調整された場合は、調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 新株予約権の総数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5,000個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は100パーセントとする。
- (3) 行使時の払込金額及び転換価額 ①各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、日本証券業協会が定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、平成18年1月30日(月)から平成18年2月1日(水)までの間のいずれかの日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、同日に115.0%から120.0%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が1,726円を下回るときは、本社債の発行を中止する。
なお、転換価額は本項第(8)号に定めるところに従い調整されることがある。
- (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定の理由 本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、本項第(3)号②記載の方式による需要状況の結果等を考慮し、平成18年1月30日(月)から平成18年2月1日(水)までの間のいずれかの日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、同日に115.0%から120.0%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとした。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入れ額 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、本項第(3)号②記載の転換価額(ただし、本項第(8)号によって調整された場合は調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(及び訂正事項分)並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

- (6) 行使請求期間 本社債の社債権者は、平成18年3月1日から平成23年3月30日(第8項第(7)号②に定めるところにより、平成23年3月30日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日)までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社の普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、行使請求期間を経過した本新株予約権についてはその行使請求をすることができない。
- (7) 行使の条件 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- (8) 転換価額の調整 当社は、本社債の発行後、当社が当社の普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、平成18年1月20日の当社取締役会決議に基づく、当社の有する当社の普通株式の処分を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社の普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (9) 消却事由及び消却条件 当社が第8項第(7)号②の規定により本社債を繰上償還する場合においては、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却する。
- (10) 行使によって交付された株式の配当起算日 行使請求により交付された当社の普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (11) 行使請求受付場所 名義書換代理人
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (12) 行使請求取次場所 株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社ほか
- (13) 代用払込に関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは、本社債の社債権者から各本社債の全額の償還に代えて各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

8. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 金50億円

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(及び訂正事項分)並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

- | | |
|----------------|---|
| (2) 各社債券の金額 | 金100万円の1種 |
| (3) 社債の利率 | 未定(0.0%を仮条件とする。
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成18年1月30日(月)から平成18年2月1日(水)までの間のいずれかの日(以下「利率及び転換価額決定日」という。)に決定する。 |
| (4) 利払期日及び利払方法 | <p>① 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成18年9月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>② 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>③ 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>④ 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>⑤ 第1回の利息支払期日までに本新株予約権行使の効力が発生した本社債については、利息はつけない。</p> <p>⑥ 第1回の利息支払期日後に本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。</p> |
| (5) 償還期限 | 平成23年3月31日(木) |
| (6) 償還価額 | 額面100円につき金100円
ただし、本項第(7)号②に定める繰上償還の場合は、本項第(7)号②に定める価額による。 |
| (7) 償還の方法 | <p>① 本社債の元金は、平成23年3月31日(木)にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還及び買入消却に関しては、本項第(7)号②及び④に定めるところによる。</p> <p>② 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において残存する本社債の総額を額面100円につき次の価額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>発行日の翌日から平成18年3月31日までの期間については金105円
平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間については金104円
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間については金103円
平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間については金102円
平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間については金101円
平成22年4月1日から平成23年3月30日までの期間については金100円</p> <p>③ 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> |

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

- ④ 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権または社債の一方のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
- (8) 社債券の様式 無記名式利札付に限る。
 なお、本社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより、本新株予約権または社債の一方のみを譲渡することはできないものとする。
- (9) 担保の有無 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
- (10) 財務上の特約 担保提供制限条項、担附切換条項、特定資産の留保条項及び利益維持条項が付されている。
- (11) 取得格付 BBB（トリプルB）
 （株式会社格付投資情報センター）
- (12) 社債管理会社 株式会社みずほコーポレート銀行（代表）
 株式会社三井住友銀行
- (13) 元金支払事務取扱者 株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社ほか
- (14) 登録機関 株式会社みずほコーポレート銀行
9. 上場申請の有無 有（東京証券取引所、大阪証券取引所）
10. 保管振替機関への同意 平成18年1月20日同意書提出。
11. 本社債の利率を年0.0%とする場合は、第8項第(3)号記載の社債の利率については本社債には利息を付さないものとし、第8項第(4)号記載の利払期日及び利払方法については該当事項がないものとし、第8項第(8)号記載の社債券の様式については無記名式とし、第8項第(13)号記載の元金支払事務取扱者は償還金支払事務取扱者と読替える。
12. 上記に定めるもののほか、利率の決定その他本社債の発行に関し必要な一切の事項は、当社代表取締役社長 竹内克己に一任する。
13. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

(ご参考)

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の株式売出しにおきましては、上記「Ⅰ. 自己株式の処分にかかる株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「Ⅱ. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村証券株式会社に取得させるために、当社は平成18年1月20日（金）開催の当社取締役会において、野村証券株式会社が割当先とする当社普通株式300,000株の自己株式処分（以下「第三者割当による自己株式処分」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の日の2営業日後を払込期日（以下「第三者割当による自己株式処分の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当による自己株式処分の払込期日の5営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は第三者割当による自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当による自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式の総数	2,908,185株	(平成17年12月31日現在)
処分株式数	2,800,000株	(注)
処分後の自己株式の総数	108,185株	(注)

(注) 上記「Ⅰ. 自己株式の処分にかかる株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」の処分株式数に加え、上記「Ⅲ. 第三者割当による自己株式の処分」の割当株式数の全株式に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の上記「Ⅰ. 自己株式の処分にかかる株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）の手取概算額 4,992 百万円及び上記「Ⅲ. 第三者割当による自己株式の処分」の手取概算額上限 599 百万円並びに上記「Ⅳ. 第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行」による手取概算額 4,966 百万円と合わせ、手取概算額合計上限 10,557 百万円について、6,562 百万円を設備投資に、3,450 百万円を借入金の返済に、残額につきましては運転資金に充当する予定であります。

借入金は、子会社に対する投融資（台湾大福高科技設備股份有限公司に 712 百万円、大福洗車設備（上海）有限公司に 200 百万円、江蘇大福日新自動輸送機有限公司に 800 百万円）のための借入れ 1,712 百万円、及び設備投資資金の支払いのための借入れ 1,738 百万円であります。このうち、子会社への投融資はいずれも出資であり、台湾大福高科技設備股份有限公司は、液晶・半導体生産ライン向けシステムの製造工場の建設資金に、大福洗車設備（上海）有限公司は洗車機生産工場の建設資金に、江蘇大福日新自動輸送機有限公司は、自動車生産ライン向けシステムの製造工場の建設資金にそれぞれ充当する予定であります。

なお、当社グループの重要な設備の新設の計画は、平成 17 年 12 月 31 日現在以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
(株)ダイフク 滋賀事業所 K棟、L棟	滋賀県蒲生 郡日野町	物流シス テム	建物	3,360	—	自己株式の処 分資金及び転 換社債型新株 予約権付社債 調達資金 (注) 2	平成17年 10月	平成18年 5月
(株)ダイフク 滋賀事業所 寮増設、改修	滋賀県蒲生 郡日野町	その他	建物	600	—	自己株式の処 分資金及び転 換社債型新株 予約権付社債 調達資金 (注) 2	平成17年 11月	平成18年 6月
(株)ダイフク 滋賀事業所 K棟、L棟機械設備	滋賀県蒲生 郡日野町	物流シス テム	機械	530	—	自己株式の処 分資金及び転 換社債型新株 予約権付社債 調達資金 (注) 2	平成18年 4月	平成18年 10月
(株)ダイフク 滋賀事業所 J棟クリンルーム増設	滋賀県蒲生 郡日野町	物流シス テム	建物	420	—	自己株式の処 分資金及び転 換社債型新株 予約権付社債 調達資金 (注) 2	平成18年 7月	平成18年 9月
(株)ダイフク 滋賀事業所 その他工場生産設 備	滋賀県蒲生 郡日野町	物流シス テム他	機械他	1,100	432	自己株式の処 分資金及び転 換社債型新株 予約権付社債 調達資金 (注) 2	平成17年 4月	平成18年 3月
(株)ダイフク 他	滋賀県蒲生 郡日野町 他	物流シス テム他	工具器 具備品 他	2,290	1,306	自己株式の処 分資金及び転 換社債型新株 予約権付社債 調達資金 (注) 2	平成17年 4月	平成18年 3月

- (注) 1. 上記金額には、消費税等を含んでいます。
 2. 自己株式の処分にかかる株式の売出し及び第三者割当による自己株式処分並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）による調達資金を充当いたします。
 3. 小牧事業所からの工場移転であるため、工場完成後の生産能力の増加は僅少であります。

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金は、借入金で既に支払った金額の返済を含めて、ほぼ全額を当社グループの設備投資に充当する予定であり、業績向上に寄与することが期待されます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は普通配当を基本とし、株主にとっての収益性、その期の業績及び今後の業績見通しを勘案し、かつ長期的視野に立って将来の事業展開に見合った配当政策を行ってまいりたいと存じます。

(2) 配当決定に当たっての考え方

前期より、業績連動型の利益還元も視野に入れた配当政策へ転換しております。

(3) 内部留保資金の用途

新製品、新技術の研究開発、国内外の生産・販売体制の整備・強化及び将来の新規事業への展開のための資金需要に備えたいと存じます。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	0.98円	10.35円	30.63円
1株当たり年間配当金	10.0円	10.0円	13.0円
実績配当性向	1,020.4%	96.6%	42.4%
株主資本当期純利益率	0.2%	2.4%	7.1%
株主資本配当率	2.3%	2.3%	2.9%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)発行により、直近の発行済株式数に対する潜在株式数の比率は、1.88%となる見込みであります。

(注) 1. 潜在株式の比率は、今回発行する第3回無担保転換社債型新株予約権付社債がすべて権利行使された場合に交付される株式数を直近の発行済株式数で除したものです。

2. 予想転換価額 : 2,334円(平成18年1月19日の東証終値2,030円の15.0%アップ)

発行済株式数 : 113,670,721株(平成18年1月19日現在)

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(及び訂正事項分)並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	484 円	361 円	585 円	771 円
高 値	620 円	586 円	886 円	2,200 円
安 値	311 円	317 円	468 円	712 円
終 値	376 円	585 円	793 円	2,030 円
株価収益率	383.67 倍	56.52 倍	25.89 倍	—

(注) 1. 平成18年3月期の株価等については、平成18年1月19日現在で記載しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文章は当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）並びに転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。